

舞鶴市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程(令和2年監査規程第2号)に準拠して財政援助団体等監査を執行したので、その結果及び措置状況を下記のとおり公表する。

令和7年12月19日

舞鶴市監査委員 杉島 久敏

舞鶴市監査委員 岡野 昌和

記

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象(令和6年度事業に係る財務)

- (1) 指定管理事業 東舞鶴公園、舞鶴文化公園
指定管理者 舞鶴スポーツネットワーク
所管課 スポーツ振興課、土木課
- (2) 補助事業 私立認定こども園移行改修費支援事業費補助金
対象団体 学校法人聖ヨゼフ学園
所管課 乳幼児教育推進課

3 監査の着眼点

補助金等の財政的援助を受けている団体や公の施設の指定管理者が、財政的援助の目的に沿って事業活動を適正に行っているか、また、当該団体の所管課が、団体に対して指導監督を適切に行っているかどうかを着眼点として実施した。

4 監査の主な実施内容

上記の指定管理事業及び補助事業に関する財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合等を行うとともに、関係職員から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局等
- (2) 日 程 令和7年9月13日から12月9日まで(指定管理事業)
令和7年9月13日から11月5日まで(補助事業)

6 監査の結果及び意見

(1) 結果

① 指定管理事業(東舞鶴公園、舞鶴文化公園)

基本協定書の一部の履行が出来ていないものや月次報告書等の金額や人数が関係書類と差異があるものが見られた。

② 補助事業(私立認定こども園移行改修費支援事業費補助金)

概ね適切に実施されていた。

(2) 意見

① 指定管理事業

公の施設は市民の福祉の増進を図るための施設であり、その指定管理者は市に代わり条例に基づき施設の維持、財務を管理する公共性の高い業務を執行する。

一部の財務に関して、協定書等に基づく正確な報告や確認が十分でないものが見受けられた。スポーツ振興課及び土木課は協定書等を再度確認して、指定管理者に指導されたい。

7 措置状況

措置状況は、次の財政援助団体等監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

財政援助団体等監査 結果報告書兼措置状況通知書

・監査対象 補助事業 私立認定こども園移行改修費支援事業費補助金

・監査期間 令和7年9月22日～11月5日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○所要額調書</p> <p>補助金申請者が作成した所要額調書と資金収支計算書において、計数に差異があったので、計数の確認に努めるとともに財政課と協議し適切に処理されたい。</p> <p>なお、本補助金に限らず、補助金の申請や実績報告においては、以下のこと留意されたい。</p> <p>(1) 収支予算書、収支報告書において、自己資金と寄付金その他の収入は分けて記載を求める</p> <p>(2) 所要額調書の計数の確認において、領収書で確認できない項目については、別に確認（根拠）書類を求める</p>	<p>指摘のあった件につきまして、確認を行ったところ、補助対象外のものでした。</p> <p>また、補助金の申請等については、今後とも適切な処理に努めます。</p>

・監査対象 指定管理事業（東舞鶴運動公園、舞鶴文化公園）

・監査期間 令和7年9月22日～12月9日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○基本協定書の履行</p> <p>(1) 勘定元帳の歳入の指定管理料収入において、本指定管理業務以外の委託料が含まれていた。また、歳出においても、本指定管理施設ではない施設に係る費用が含</p>	<p>(1) 指定管理者で使用している経理システム上、指定管理料と、それ以外の市からの委託料を区別することができ</p>

<p>まれていた。前回の監査でも指摘したが、協定書により、その経理を他の業務と区別して明確にしておかなければならぬ。指定管理業務と他の委託業務の経理に混同がないよう、指定管理者に指導されたい。</p> <p>(2) 指定管理事業に係る口座については、協定書により、管理業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務専用の口座を開設することとしているが、本業務以外の入出金が散見された。前回の監査において同様の指摘をした際、本業務専用の口座を作成するよう指導されたとのことだが、改善が見られないため、改めて指導されたい。</p>	<p>ないため、システムの情報を基に、別のデータで区分を整理するよう指導しました。</p> <p>(2) 指定管理料と、それ以外の収入を別口座で管理することは難しいため、専用の帳簿を作成し、区分管理を徹底するよう改めて指導しました。</p>
<p>○月次報告書</p> <p>月次報告書は、施設の管理業務の状況を把握し、協定書、仕様書等に記載されている公の施設にかかる業務の内容が適正に実施されているかを確認するものである。以下の不備が見られるため、指定管理者に指導するとともに、月次報告書の受領時には、複数名で対応する等により確認をされたい。また、月次報告書の様式を計算式が入ったものに変更する等により、未然に誤りを防ぐ措置をとられたい。</p> <p>(1)令和6年4月及び5月の月次報告書に記載されている利用料金収入金額と、令和6年度各施設別収支表の金額に相違がある。収支状況を示す重要な数値の信頼性に影響を与えるものであるため、改めて確認されたい。</p> <p>(2)教室参加人数の合計数、当月までの利用者合計数の誤りが散見される。</p> <p>(3)月次報告書を毎月終了後15日以内に市に提出することとなっているが、遵守されていない月がある。</p> <p>(4)記載されている減免の状況（件数、料金等）と各利用承認申請書に整合性が見られない。また、舞鶴文化公園プール日計表に記載されている減免件数や減免料金が含まれていない。</p>	<p>(1)(2)(3)指定管理者へ指導するとともに、確認に努めてまいります。</p> <p>(4)整合が見られない原因の1つは、学生減免等は数が膨大であり、月次報告に記載する減免件数及び減免金額には含まれていない点が挙げられる。また、トレーニングルームや文化公園プールは、事前の予約や利用承認申請書等の書類のやり取りを要するものではないため、月次報告での報告対象としていないことも原因の1つである。</p> <p>これら減免の件数や金額を把握することが、今後の施設の効果的・効率的な運営の参考になるか、十分に検討し、必要があれば、月次報告に含めるよう協議していく。</p>
<p>○日計表、現金有高表</p> <p>(1)現金有高表の様式に、「点検は必ず複数名で行うこと」と記載されているにもかかわらず、点検者の記名が1名のみとなっているものがある。必ず複数名で点検するよう徹底されたい。</p> <p>(2)収入日計表と現金有高表における金額の不一致や合計人数の相違がある。現金有高表には複数名の点検者の記名があったが、確実に実施されていない状況が見受けられるため、点検手順の徹底と再発防止に向けた指導を</p>	<p>複数名での点検、特に正職員によるチェック体制の強化を指導しました。</p>

<p>されたい。</p> <p>(3)現金有高表が保管されていない日がある。日々の現金有高を確認後、日計表とともに保管されたい。</p> <p>(4)日計表の根拠資料として添付されている感熱紙の計算書において、文字の消失により計数の確認が困難なものがある。根拠資料として感熱紙の計算書を用いる場合は、文字が消失する前にコピーを取得し、原本とともに保存する等により、記録の永続性を確保するよう指導されたい。</p>	
<p>○備品</p> <p>協定書の別紙に規定の備品Ⅰと市の備品台帳に整合性がない。また、事業報告書において、当年度に購入したと記載がある備品（業務用扇風機）が、別紙に記載されていない。全ての備品を整理し、正しい別紙を協定書に添付するとともに、所管課の備品台帳も整理されたい。</p>	<p>備品の再確認を行い、備品台帳に適切に記録してまいります。</p>
<p>○指定管理料積算</p> <p>指定管理料積算シートに記載されている過去の利用料金収入額および事業収入額と、当該年度の年度評価表に記載されている金額に相違がある。過去の収入実績は、次期指定管理期間における指定管理料の積算にあたり重要な根拠数字であるため、改めて確認されたい。</p>	<p>指定管理料積算時に施設予約システム上の利用実績から利用料収入を積算していたが、実際には事前予約なしに当日利用された備品の利用料等が予約システムに反映されていなかったことから、金額に相違が生じておりました。</p> <p>次回の指定管理募集時には指定管理料の積算根拠を精査し、確実な積算を実施します。</p>